

家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成24年3月14日(水)午後3時から午後5時まで

第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

第3 出席委員(五十音順)

青山善充, 小島敏則, 小宮山了三, 近藤ルミ子, 嶋原文雄, 杉田誠, 澄川洋子, 竹内景子, 楯香津美, 西岡清一郎, 浜本康弘, 水野あゆ子, 三矢恵子, 村田珠美

第4 テーマ

東京家庭裁判所における大規模地震対策について

第5 議事

- 1 新委員あいさつ(近藤委員, 嶋原委員)
- 2 東京家庭裁判所における大規模地震対策について

(1) テーマ選択について

(委員長)

平成23年3月11日の東日本大震災からちょうど1年の時期に当たり, 一時のマスコミ報道では首都圏でマグニチュード7レベルの直下型地震が4年のうちに70%の確率で発生するという報道がなされ, 首都圏での大規模地震に対する世間の関心も高いところである。このような状況の中で, 東京家庭裁判所でも色々と大規模地震対策を検討してきたところであり, その検討結果を紹介した上で, 皆様に議論していただくこととしたい。

(2) 裁判所による総論的説明

(説明者)

- a 東日本大震災発生以前の東京家庭裁判所の状況について

昨年(平成23年)の3月11日以前の東京家庭裁判所の危機対応について, 火事が起

きたときにどうするかを基本にした消防計画は立てられていたが、これは火事が起きたらどのように情報を伝達し、どう避難するかということが主に定められており、地震の関係では、この消防計画の中では、地震が起きたときの情報の集中と指示を行う応急対策本部の構成が定められていた。その他には、大規模地震等が休日に発生した場合に登庁させる職員の指名、安否確認のための連絡網の作成等を行っていたが、それらをつなぐものが整っていなかった。備蓄品についても十分な検討がされておらず、各部署に懐中電灯やラジオといった簡単な備品やヘルメットが各部屋に3個程度配布されていたほか、それなりの数の水や乾パンが備蓄されているだけだった。このような状況であったが、平成22年11月の悪性インフルエンザをきっかけに、大規模地震が発生した場合の防災応急計画及び業務継続計画の作成に向けた取組を進めている最中に東日本大震災が発生してしまったというのが実情である。

b 東日本大震災時の対応について

東京家庭裁判所の庁舎は非常に頑丈にできていて、東日本大震災が発生した際、エレベーターが緊急停止したが、ロッカーが倒れたり、壁や天井が崩れたりといった被害はほとんどなかった。ただ、エレベーターが緊急停止した関係で、異なる階にいる職員を集合させるのに相当の時間が掛かった。東日本大震災が発生した午後2時46分の時点で、庁舎内では多数の家事調停事件が行われていたが、揺れが収まってすぐに調停を終了したところとしばらく様子を見て調停を切り上げたところがあり、五月雨式に業務を停止した。幸いに当時の東京家庭裁判所でけが人はなかったが、職員や当事者の安否確認はフロアごとに行い、本部に情報を集める際に何を確認し報告するかという決まりを用意していなかったため、安否確認に大分時間が掛かった。

東日本大震災発生直後に公共交通機関が途絶し、復旧の見込みが不明だ

ったので、帰宅に長時間を要することも考慮して、職員に対しては地震発生直後から帰宅を許可し、事件の当事者等に対しては帰宅を促した。パニックを防止するため、的確な情報を伝えることが大事という判断をして、地震に関する情報や交通網のどこが止まって、動いているという情報を本部に集め、その都度庁内放送で伝達した。しかし、JRが当日の復旧をしないことが早々に決まったため、帰宅できなくなる人が相当出ることを予想し、庁舎内の会議室等を宿泊場所として開放した。午後8時ころには、備蓄の乾パンを支給したが、毛布の備蓄をしていなかったことから、東京高等裁判所から約20枚の毛布を借り受け、体調不良者に貸し出した。

c 東日本大震災後の検討について

こうしたことを受けて、裁判所全体が本格的な大地震に対する応急対策に取り組み始めた。仙台高裁管内や水戸地家裁は大きな地震に見舞われ、今までの机上の計画ではいざというとき役に立たないことが具体的に分かった。特に安否の確認などは、電話をある程度想定しているが、電話が使えなかったときには安否確認をどうするかという問題がある。また、備蓄品について、水や乾パンだけではライフラインが回復するまでしのげないといった問題がある。我々としては、こうした被災した裁判所の教訓を取り入れて、実際に役立つものとするを基本的なコンセプトに新しい応急防災計画を作成しているところである。

現在策定中の東京家庭裁判所の防災応急計画の概略を申し上げますと、今まで分厚い資料を作っていたが、いざというときに誰も覚えていないという状況の二の舞にならないように、やるべきことをチェックリスト形式にまとめて、幹部職員を中心に常備させる方針である。発災後3時間以内、1日以内、2、3日以内、ライフライン回復後何日までといったようにある程度の時間で区切り、地震発生後すぐにやるべきこと、揺れが収まってから集めるべき情報や取るべき行動、帰宅困難者やけが人に対する対応、

更に落ち着いてから最小限の仕事をどう始め、通常業務にどう移行していくかについてフェーズを分けて考え、チェックリストにまとめた。

(3) 大規模地震発生後の応急対応

(説明者)

a 職員、来庁者等の安否確認

東京家庭裁判所は、耐震性の高い建物で、直ちに倒壊したり、天井や壁が大きく崩落したりすることはないので、落ち着いて行動することが重要である。大地震が起きた場合は、まずは机等の下に身を隠して、揺れが収まるのを待つことが基本であるが、その上で庁としてどのような応急対応を取るかという話をさせていただきたい。

事件処理を行う事件部、総務課や経理課といった事務局などの各職場において、職員、調停委員あるいは当事者の方々の安否確認を行うこととしている。安否等を確認する表を使用して、まず各職場単位で安否不明者やけが人の名前、人数、症状を確認し、ある程度庶務的な機能を持つ事件部の訟廷事務室等の中間集計部署を経由して人事課に全庁的な集約を行い、対策本部に報告する段取りを予定している。実際に地震が発生したときは、停電になっているか、庁内のLAN回線や内線電話が使用できるかといった状況に応じて変わってくるが、先の2月に行った防災訓練では停電を想定し、各職場で当該職場用の控え、中間集計部署用の控え、人事課への提出用に報告書を3部作成してもらい、伝令者が報告部署に持参するという方法を執った。

b けが人の対応

安否確認によってけが人の情報が集約されるので、情報を集約した人事課は、それを対策本部と医務室に伝達し、医務室の医師、看護師とともに応急対応に当たることになっている。また、救急箱を備蓄用品として購入し、例えば1フロアに二、三個ずつとか、ある程度まとまった形で配布

する予定である。軽微なけがの場合は、各現場でも対応できるようにしておき、救急車を呼ぶような重いけがが生じた場合は、すぐに総務課に連絡してもらい、総務課が救急車を要請する段取りになっている。

(委員)

たまたま1階の事件受付にいらっしゃった方など、裁判所が事前に情報を把握していない来庁者の安否確認はどのように行われるのか。

(説明者)

そのような方は、事前に名前や人数を把握していないので、職員がフロアごとに見て回り、けが人がいないかなどを中心に確認し、人事課に報告することになっている。その後、例えば交通機関が止まって帰宅困難者が発生し、宿泊を検討すべき事態になったら、その段階で改めて名簿の作成等を考えている。

(委員)

3月11日当時東京家庭裁判所の庁舎内にどれくらいの人がいたのか。

(説明者)

当日の正確な人数は分からないが、把握し得る範囲で申し上げると、午後11時の時点で職員を含めて172人が庁舎内にいた。それ以降、一部の私鉄が復旧し、帰宅した方もいたので正確に何人が宿泊したかは分からないが、色々確認した範囲では、職員以外の宿泊者が十数人いたと聞いている。

(説明者)

東京家庭裁判所本庁の職員数は約380人、東京家庭裁判所と同じ建物にある東京簡易裁判所民事部に約340人、東京地方裁判所第8部及び第20部を合わせて約100人ということで、普段はかなりの人数が建物内にいる。また、平成22年5月から6月に調査したところ、東京家庭裁判所が入っている建物全体の1日当たりの来庁者数は、約3,800人から4,200人で、平均すると1日に4,000人程度が来庁しているようである。

（委員長）

個人的に得た情報だが，東大病院での来院者数は3,000人から4,000人くらいとのことなので，今の数字を多いと見るかどうか。各委員の職場で東日本大震災のときに，どのような対応をされたか紹介していただきたい。

（委員）

私が所属する大学に，3月11日当時何人くらいの方がいたのか問い合わせたが，結局何人いたのか分からなかった。当時私は11階建ての建物にいたが，授業のない時期だったので，建物にいたのは140から150人程度で収まった。私がいた新しく耐震構造に問題がない建物にも戦後すぐに建てられた古い建物にも，共通に避難指示の館内放送が流れた。一応放送があったので10階から非常用階段を使って下りたが，百数十人が階段で下りたため大変な混乱だった。その後，避難された住民の方々に一杯になっている公園に誘導されたが，寒い季節だったので，ここまで移動する必要があったのかと思った。

私の職場のマニュアルは，まず学生の身の安全を優先してそこで待機し，地震が収まって4,5分してからどうするか，放送を聞いて行動することになっている。以前のマニュアルは，危機管理の専門家が作成したものだが分かりづらく，また，一番問題だったのは，新しく堅牢な建物と古い建物では避難や対処方法が異なるはずなのに，同じ指示をしていたことである。それで3月11日以降，大学にいる専門家だけではなく，一般の人や学生の声を幅広く聞いて，マニュアルを全て見直した。とにかく地震発生時は身の安全を確保し，その後は建物の耐震構造などにより，建物管理者がある程度柔軟に判断するようになっている。きちんとしたマニュアルのほかに，ぱっと見て分かる簡単なマニュアルを作った。裁判所のような何時間後，2,3日後というものではなく，とりあえず地震が起きているときと収まった後でどう

学生の身の安全を確保するかという観点で、地震発生から1日のパンフレットを教員、職員用と学生用に作成している。

(委員)

地震発生時に東京家庭裁判所にいた人から聞いたところ、対応が良かった点として、裁判所は耐震構造なので大丈夫ですという館内放送が流れ、非常に落ち着くことができた、逆に悪かった点は、防火扉が自動的に閉まり、どう避難してよいか分からなかったことが挙げられていた。滅多に裁判所に来ない人もいると思うので、避難経路の案内が廊下にあるとよいのではないか。

(説明者)

庁内の通路の表示はなるべく分かりやすいようにしているが、確かに防火扉が閉まったときは普段とまるで違う様子になるので、今回を機に防火扉を閉めたときにどうなるかについても確認したいと思う。平成18年3月31日現在で国土交通省が公表している耐震性リストによれば、中央合同庁舎第6号館B・C棟の耐震性は評価Dとなっているが、これは、一番高い目標のところまで設計されており、大規模地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し、又は崩壊する危険性が低く、同種の施設で要求される機能が確保できることである。

なお、3月11日当時の館内の緊急放送については、「この建物は耐震構造の建物となっています。危険ですから外には出ないでください。」というようなアナウンスを行ったと聞いている。

(委員)

調停室にいたときに地震が発生したが、とりあえずドアを開けて、天井や照明器具が落ちる危険性があるため、何かで頭をカバーして柱の側に行ってくださいと部屋の中にいた人をお願いしたら、「柱ってどれですか。」という反応が返ってきた。それで、建築に余り携わっていない人は、どのように柱が配置されているか分からないということに気付いた。そういったことも

一つの知識として組み込んだマニュアル作りや指導が必要と思われる。

先程示された時間差によって避難の方法を変えるというのは非常によいことで、我々の方では、もっと具体的に瞬時と10分後、30分後、それから1時間後、2時間後に避難の仕方や対策を検討している。まず瞬時の対応は、抽象的なマニュアルでは実際に起こったときの身のこなしが難しく、実際の防災訓練の体験を通じて覚えていくしかないと思う。とりあえず、頭にかぶる物を確保しながら、机の下など落下物のない場所に隠れる。昔は地震になったらすぐ外に飛び出せという教育がされていたが、特に都心はビルが多く、頭上からガラスなど色々な物が飛んできて非常に危険なので、地震が収まるまで建物から出ない方がよい。揺れが収まり、より安全な場所に避難する際には、火の元を確認し、ドアを開け、できれば1方向だけではなく2方向の出口を確保するとよい。管理者の人は、停電が回復したときにショートを起こして火災につながる危険性があるので、必ず電気のブレーカーを落として建物から離れることを習慣付けていただきたい。そして、やはり日頃の防災訓練が非常に大事で、特に調停委員などは一般の職員に比べて高齢の方が多いので、安全に避難できるように訓練に参加させるなどしてほしいと思う。

（委員）

私どもは、特に高齢者の社会福祉施設を中心として、BCP計画という事業継続計画を作ろうということで、それまでは消防署を中心に火災の発生に対する消防防災計画が主であったが、今回震災編を作り、地震発災後30分以内にまず何をするか、1時間後、2時間後に何をするか、公的な支援が入るまでの3日間のうちに何ができるかといったことを想定したガイドラインを作っている。また、防災訓練等の見直し等もするように声を掛けている。

（委員）

ラジオが災害時の情報収集の備品として非常に有効だということが今回の震災でも明らかになっているが、更にワンセグ機能が付いた携帯電話等が拳

げられる。電池のことを心配してなかなか使いづらいという考え方もあるが、今回ワンセグでテレビが見られて有効だったということもあるので、ラジオだけでなくワンセグもそろえておいた方がよいと思う。

(委員)

家庭裁判所では、小さいお子さんを連れて調停などに来る方もいらっしゃると思うので、帰宅困難になった場合などに備えて、おむつ、ミルク、乳幼児が食べられる物を備品として用意しておいた方がよいのではないかと。

(4) 帰宅困難者に対する対応

(説明者)

内閣府と東京都の方で、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会というのが設置されており、そこで一斉帰宅抑制の基本方針が出されている。それによると、交通公共機関が止まったときには、官公庁を含む会社は、一定期間従業員などに事業所内にとどめ置くことになっている。それから、3日分の水、食料等の備蓄に努めることとされており、当庁でもそういう状況になった場合はむやみに帰宅を開始せず、職員には原則として各執務室で待機してもらい、当事者等の来庁者の方々についても庁舎内にとどまるようお願いしたいと考えている。職員は各執務室に、当事者の方々には調停室や待合室に待機してもらうことを想定しているが、長い時間待機となれば会議室等への移動も検討しなければならない。帰宅困難という状況になって、さらに、庁舎外から裁判所に泊めてもらいたいという方々の受入れを行う場合、1階ロビーを開放してスペースを提供することも必要となる。宿泊となると、今度は食料の提供等も考えないといけないので、ある程度、食料の供給などの便宜を考えて、まとまって宿泊できる場所に移動していただくことになる。

(5) 防災用品の整備状況

(説明者)

大規模地震が発生した場合には職員全員が帰宅困難になるということ

想定して、職員全員約380人、プラスアルファとして450人が3日間庁舎内にとどまる場合に必要な防災用品を備蓄する方針である。なお、この庁舎には非常勤の調停委員や事件当事者等が多数訪れるので、これらの方々の分の防災用品の備蓄が今後の課題と思われる。まず、基本的な防災用品として、職員以外の分を含めてヘルメット570個を用意している。職員全員に折り畳み式ヘルメットを貸与して、自分の執務している場所のすぐ手の届くところに備え置かせ、地震発生時には直ちに使用できるようにした。

停電対策として、どうしても照明が必要になる防災対策本部や観護措置手続室用として発電機とハロゲン投光器セットをそれぞれ用意し、発電機は他の使用も考えて3台用意している。また、概ね各執務室に1個程度渡るようにLED式懐中電灯65個、各階用としてランタン19個と乾電池を用意し、携帯電話の充電ができる手回し発電機付ラジオも配布する。また、宿泊対策として、飲料水、食料のほかに調理器具、簡易トイレ、独立型の災害用トイレ、生理用品、衛生用品、毛布を用意している。この庁舎の地下タンクから屋上のタンクへ水を汲み上げるポンプは、非常用の電源に接続されているので、何事もなくればとりあえず3日間は飲み水と水洗トイレ用の水が使える。寒さ対策として、ストーブ、使い捨てカイロ等を用意しているが、消防法上、灯油の備蓄に限りがあるので、ストーブの使用はかなり制限される。

(委員)

今回の東日本大震災では東京への影響が比較的少なかったが、警告されている首都直下型地震では、多分有楽町とか新橋の木造家屋、古いビルはほとんど倒壊する恐れがある。時間帯にもよるが、火災が発生した場合は日比谷公園に何千、何万という人々が集まることが予想され、更に雪だったり、冬だったりした場合には霞が関の比較的新しいビルに避難者を収容する必要が出てくるが、現在の何十人かに対応する程度の計画でよいのか疑問である。

(説明者)

ご指摘のとおりで、この建物にいる人以外の方をどのくらい受け入れられるかについてももう少しきちっとした試算をしておくべきかと思う。

(委員)

弁護士会館についても同じ問題がある。昨年3月11日の地震から約2時間経過した時点での弁護士会館の在館者数は292人だったが、その特徴としてほとんどが弁護士と職員で、把握できている一般の方は10人程度だったようである。しかし、弁護士会では一般の法律相談などもやっており、最初から10人しか一般の方がいなかったとは思えないので、おそらく地震発生から2時間の間に一般の方は庁外に出られたと思われる。同日午後9時の時点で宿泊者数が324人となり、外部の方に毛布や乾パンを配布した。外から弁護士会の建物に救助を求めた方はおられず、比較的混乱は少なかったが、日比谷公園に集まった大勢の方を援助することになったらどうするかという裁判所と同じ問題を抱えている。

(委員)

私どもの本社がある渋谷は、時間帯や日にちにもよるが、外から渋谷に来ている方が大変多いところで、渋谷区の方でも帰宅困難者対策にかなり頭を悩ませている。区内の主な企業では色々な対策協議会が設置され、様々な対策を検討しており、基本的には大学等の大きな施設に区外の方を誘導することになっているが、たまたま渋谷に来ていた方はどこに行ったらよいか分からず、誘導自体が中々難しいだろうと言われている。備蓄防災用品について、裁判所と当方の違うところを簡単に申し上げますと、当方では軍手とタオルを用意しているほか、先程話題になっていた携帯電話の充電器と乾電池、発電機に関係するエンジンオイルを用意していると聞いている。

(6) 防災訓練について

(説明者)

去る2月17日午後3時に全部署を対象として震度6弱の大規模地震が

発生したことを想定して防災訓練を実施した。この訓練では、法廷や調停室など全ての種類の事件関係室に模擬の期日を設定し、それぞれ役割を振った職員を配置して事件関係室ごとに裁判官等から当事者への注意の呼び掛け、それから各自が自分を守る行動を実践した。少年部では、少年の身柄の扱い等について想定される職員等の動きを実践した。地震発生時から3分後に地震が収まったことを想定して、トランシーバーによる連絡の訓練を行ったが、何らかの事情により館内放送が使えないことを想定して、本部からの館内放送に代えて、本部から一斉に情報を伝達できるトランシーバーを使用した。

震災発生の約3分後から10分後まで、各事件関係室から書記官室等への情報伝達、執務室外にいる職員から同じく事務室への情報伝達を実施し、10分後から事務室に集まった情報を中間的に集計する部署を介して最終的に人事課へ送るといった情報伝達訓練を実施した。停電でコピー機が使えないことを想定し、メモを3枚用意して、全く同じ内容で、部屋名、部屋の総人数、安否未確認者及びけが人の氏名といった震災直後の最低限の情報を記入させた。

けが人情報の収集と並行して、すぐに応急手当が必要な大けが人が出たことを想定し、大けが人情報は途中の中間部署を全て飛ばして、現場から直接人事課に内線で伝達され、人事課のトランシーバーを持った職員が医務室から医師、看護師を誘導しながら現場に急行する訓練を行った。本部からトランシーバーで救護所を設置したという情報を流し、各部署ではけが人を救護所へ移動するように内線等で連絡した。今回の訓練の最後には、本部で収集したけが人情報を救護所へ伝えて、けが人全員が集合したことを点呼で確認して訓練を終了した。今回の訓練を通じて、停電時に確実に現場から職員の氏名等を本部へ伝達する方法の有効性や本部からトランシーバーで情報を伝達する方法の有効性が実証された。

(委員)

私どもの職場は42階建てのビルに入っていて、毎年防災訓練をやっているが、今年は参加者が大変多かった。参加した感想は、火災を想定したもので、建物の外に出るとのことだったが、今回は私たちがいる16階から火が出たという想定で最初に避難できたため、階段をスムーズに下りることができたが、実際は狭い非常階段に各階から人が入るので、簡単には下りられないと思われる。訓練を重ねることは非常に大事だが、訓練と実際の場面は違うので、そのことを意識しながら訓練に参加する必要がある。

(7) 事件処理業務の継続・回復について（家事部）

（説明者）

一言で申し上げると、緊急性の高い事務から継続回復を図っていくことになる。時間の流れに沿って説明すると、まず地震発生直後の揺れが収まった段階では、できるだけ速やかに事件記録や帳簿あるいは事件関係のデータの回収、保全を図る。例えば、事件記録の保管責任者は書記官になっているが、同時に約70室で調停を行っているので、書記官の手を離れている事件記録が70冊ぐらいあることになるが、個人情報のかたまりである重要な事件記録をそのまま放置するわけにはいかないため、いかに速やかに書記官室の方に回収し、保全するかが問題になる。それが終わった段階で、次に事件の受付とか緊急に処理しなければいけない事案の処理態勢をどうやって確立していくかに問題が移る。3月11日のときは、極端に大きな混乱がなかったため、事件受付関係もそのまま継続できたが、もう少し大きい地震が起きてパニックを来したときには受付関係をどうするか、緊急に処理すべき事案があったときにどうするかについて家事代行を中心に対策を立て、速やかに継続、復旧を図ることになるかと思う。

家事事件の場合で特に緊急性を要するものとしては、医療ネグレクトが挙げられる。これは本来何か医療を施さなければいけない状態にあるお子さんを親が放置し、そういう状態のお子さんを児童相談所が発見、保護した段

階で、医師の見立てで近いうちに手術をしないと生命に関わるという状況になったとき、本来手術の同意をする親権者が手術に同意しない場合に児童相談所から親権者の職務の執行停止や親権の代行者の選任等の申立てが家庭裁判所になされるという事案である。そういった生命に関わる問題は、地震が起きた状況でも緊急に対応を要するということになる。

次に、もう少し時間が経って執務室が混乱している中で、片付とかを行った後、通常の業務にどの時点で持っていけるのかを検討することになる。

(8) 事件処理業務の継続・回復について（少年部）

（説明者）

この問題は、やはり地震の規模や当庁の被災状況等を踏まえて判断すべきことなので、対応について一概に言えることではないが、まず事件の受付については送致された事件を受け付けないわけにはいかないもので、必要に応じて担当職員数を調整の上、地震発生後、可及的速やかに態勢を整えることが優先される。既に係属している事件の処理については、在宅事件と身柄事件で優先順位を区別して対応することになる。

在宅事件は、少年が鑑別所で身柄を拘束されているわけではなく、審判の日まで家で普通に生活していて、審判当日に家から裁判所に出頭する事件だが、このような事件は期日を延期しても特に支障がない場合がほとんどで、相対的に緊急性が低いので、地震後数日以内に既に指定されている期日を取り消し、ある程度態勢が整うまで期日を延期することが考えられる。

一方の身柄事件、これは少年が鑑別所に入っていて、審判期日に少年を鑑別所から裁判所に出頭させる事件であるが、このような事件における少年の鑑別所入所期間というのは、原則として延長しても4週間と限られていて、しかも通常は満期の前日や前々日に審判期日を入れることが多いので、在宅事件と同じように期日を延期することができない場合がある。どうしても満期までに審判期日を入れることができない場合は、鑑別所入所期間の満了と

ということで、釈放せざるを得なくなるが、身柄事件の場合は少年院送致などの厳しい処分が見込まれるものも多く、釈放したらそのまま連絡がつかなくなってしまうことも想定されるので、地震の規模や当庁の被災状況等を踏まえ、在宅事件を後に回すなどして、できる限り鑑別所入所期間中に審判ができるように態勢を整えることになる。

（委員）

今回の程度であれば、東京家庭裁判所の普通の業務は止まらなかったと思うが、被害の大きかった水戸の裁判所のようになってしまうと、ちょっと当日の業務は難しかったのかなという気がするが、実際にその日の事件受付の業務をどうしたか分かれば教えてもらいたい。

（説明者）

水戸の裁判所には、比較的新しく耐震性が高い建物があったので、全ての受付業務はその耐震性の高い建物に移して継続したと聞いている。

（委員）

あの中で責任感を持って仕事をされたというのは少しびっくりしたが、弁護士の立場で見たときには、大変失礼な話だが、例えば地震が起きた日が即時抗告の期限の当日だった場合、受付業務がしっかりされていたとなれば地震があったことを期限が徒過した言い訳にできなくなるので、弁護士側もがれきをかき分けて裁判所に行かなければいけないのだろうか。

（説明者）

一般的に今回の大震災の関係で、提出期限等のあるものについては、最高裁判所が期限を当面延期するような指示を出したので、窓口が開いていたから期限切れということにはならないように対処したようである。したがって、いざ東京で同じ状況になったときに、期限についてはそれなりの対応をすることになると思われる。

（委員長）

電話や郵便が途絶したときにどのように周知するかは、私たちにとってもかなりの難問であり、お知恵があればお聞かせ願いたい。

（委員）

裁判所が指定した期日に出頭するためにちょうど移動中で交通機関がストップしてしまい、電話も通じない場合、このまま帰ったら不利益にならないか判断に迷うと思う。これは、各裁判所でローカルルールを作ると逆に混乱するので、抽象的な基準でもよいので、ホームページ等で事前に公表してもらえるといざというときの参考になるのではないか。

（委員）

被災した場所によって被害状況が全く異なるので、安全な建物にいる状況でどこまで判断できるかという部分もある。基準を事前に定立することは困難であり、個々の具体的状況が違う中で柔軟に対応するしかないのではないか。まずは身の安全の確保が第一であり、少年事件の場合は少年と保護者なるべく一緒に安全に帰ってもらえるようにしないといけないので、とにかく無理をされる必要はない。

（委員）

民事訴訟法の中に訴訟手続の中止という規定があり、裁判所が天災地変その他で執務ができない場合には、決定をするまでもなく当然中止になるとされている。それ以外に訴訟行為の追完の規定があり、本人の責めに帰すことができない事情によって期限を守れなかった場合は、事後的にそういう事由が止んでから持っていけばよいとされている。

（委員）

女性相談センターや児童相談所には保護所があるので、必要最低限の職員をそろえないと支援に当たれないが、3月11日のときには公共交通機関がストップしてしまい、最低限の職員を確保するのに相当苦労した。裁判所では、そういった苦労はなかったか。

(説明者)

その辺が裁判所でも一番の問題かと思う。平日に大震災が起きた場合は、職員を職場に待機させれば翌日の営業はできると思われるが、やはり最大の問題は休日あるいは深夜に大地震が発生したときに、どれだけ人が集められるかという点である。東京家庭裁判所は、従前から非常時参集要員を指名しているが、実際に集まれるかという検証をしたことはないので、交通機関が完全に途絶したような場合にどれだけの職員が確保できるかということをもう少し検討しなくてはいけないと思っている。

(委員長)

時期的に難しいテーマだったが、いろいろ貴重な意見を伺うことができたので、これを参考にしながら裁判所としても震災対策を進めていきたい。

3 次回予定

平成24年7月10日(火)午後3時30分

以上